

# 白河市の下水道使用料のしくみ

## ●使用料は維持管理費に

みなさまのご家庭や事業所などから排出される汚水は、下水道管を通じて下水処理場に集められます。集められた汚水は、下水処理場できれいな水にして、河川等の公共用水域に放流されています。

下水道施設の維持管理や汚水の処理には、経費が必要となりますので、下水道を使用されている方々に、上水道の使用水量に応じてご負担いただくのが「下水道使用料」です。

宅地内の排水設備工事が完了し、下水道の使用を開始しますと、下水道使用料を納めていただくこととなります。

## ●使用料の算定方法

下水道使用料は、排出される汚水量を次の認定方法によって計算し、算出された数量を認定汚水量とします。認定汚水量の算定方法は、上水道の使用形態により異なります。

【一般家庭の場合】

使用形態	汚水量の認定方法	料金早見表
水道水（上水道）を使用	上水道の使用水量（検針水量）	料金早見表①
水道水以外（井戸水など）のみ使用	使用態様により認定（使用人数）	料金早見表②
水道水と水道水以外の水を併せて使用	上水道の使用水量と使用態様による認定水量のどちらか多い方	料金早見表①・②を比較して多い方



※水道水以外をご使用の世帯で、使用人数が変更となった場合は、下水道課に届出が必要です！

## ●使用料の支払いは

下水道使用料は、上水道の検針に合わせて計算をしていますので、2か月ごとの計算となり、水道料金と合わせて納めていただきます。（井戸水の方は、下水道料金のみ）

お支払いには、便利な口座振替をご利用ください。納付書で納める方は、水道部から届けられる納付書で市内の金融機関、もしくはコンビニエンスストアで納めてください。なお、使用料の請求は2か月単位ですが、下水道使用開始や下水道の使用を休止した場合の算出については、下水道課までお問い合わせください。

# ●公共下水道等使用料早見表①（税込）

（公共下水道使用料、コミュニティプラント施設使用料、農業集落排水施設使用料、市町村設置型浄化槽使用料）

計算方法	≪ 例 ≫ 2ヶ月で 54 m <sup>3</sup> 使用した場合		
	基本料金	2,530.00 円	（ 20 m <sup>3</sup> 含む）
	超過料金	3,146.00 円	（ 21 m <sup>3</sup> ～40 m <sup>3</sup> 単価 157.30円 × 20 m <sup>3</sup> ）
		2,325.40 円	（ 41 m <sup>3</sup> ～54 m <sup>3</sup> 単価 166.10円 × 14 m <sup>3</sup> ）
8,001 円 端数切捨て			

2ヶ月 基本料金 (税込) 20 m <sup>3</sup> まで 2,530.00円	超過 使用量	21 m <sup>3</sup> ~ 40 m <sup>3</sup>	41 m <sup>3</sup> ~ 60 m <sup>3</sup>	61 m <sup>3</sup> ~ 100 m <sup>3</sup>	101 m <sup>3</sup> ~ 200 m <sup>3</sup>	201 m <sup>3</sup> ~ 400 m <sup>3</sup>	401 m <sup>3</sup> ~ 1,000 m <sup>3</sup>	1,001 m <sup>3</sup> ~
	1 m <sup>3</sup> 当りの 使用料 (税込)	157.30円	166.10円	174.90円	188.10円	205.70円	226.60円	247.50円

(円)

水量 (m <sup>3</sup> )	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
20	2,530	2,687	2,844	3,001	3,159	3,316	3,473	3,631	3,788	3,945
30	4,103	4,260	4,417	4,574	4,732	4,889	5,046	5,204	5,361	5,518
40	5,676	5,842	6,008	6,174	6,340	6,506	6,672	6,838	7,004	7,170
50	7,337	7,503	7,669	7,835	8,001	8,167	8,333	8,499	8,665	8,831
60	8,998	9,172	9,347	9,522	9,697	9,872	10,047	10,222	10,397	10,572
70	10,747	10,921	11,096	11,271	11,446	11,621	11,796	11,971	12,146	12,321
80	12,496	12,670	12,845	13,020	13,195	13,370	13,545	13,720	13,895	14,070
90	14,245	14,419	14,594	14,769	14,944	15,119	15,294	15,469	15,644	15,819
100	15,994	16,182	16,370	16,558	16,746	16,934	17,122	17,310	17,498	17,686
110	17,875	18,063	18,251	18,439	18,627	18,815	19,003	19,191	19,379	19,567
120	19,756	19,944	20,132	20,320	20,508	20,696	20,884	21,072	21,260	21,448
130	21,637	21,825	22,013	22,201	22,389	22,577	22,765	22,953	23,141	23,329
140	23,518	23,706	23,894	24,082	24,270	24,458	24,646	24,834	25,022	25,210
150	25,399	25,587	25,775	25,963	26,151	26,339	26,527	26,715	26,903	27,091
160	27,280	27,468	27,656	27,844	28,032	28,220	28,408	28,596	28,784	28,972
170	29,161	29,349	29,537	29,725	29,913	30,101	30,289	30,477	30,665	30,853
180	31,042	31,230	31,418	31,606	31,794	31,982	32,170	32,358	32,546	32,734
190	32,923	33,111	33,299	33,487	33,675	33,863	34,051	34,239	34,427	34,615
200	34,804	35,009	35,215	35,421	35,626	35,832	36,038	36,243	36,449	36,655

## ●自家用水使用世帯 公共下水道等使用料早見表②（税込）

※自家用水＝水道水以外の水：井戸水等

（公共下水道使用料、コミュニティプラント施設使用料、農業集落排水施設使用料、市町村設置型浄化槽使用料）

計 算 方 法	[自家用水使用の基準（2ヶ月）]
	基本水量 1人あたり 20m <sup>3</sup>
	2人目からは 1人あたり 12m <sup>3</sup> 加算
	≪例≫ 4人世帯の場合（2ヶ月）
	基本水量 1人 = 20m <sup>3</sup> 加算分 4人－1人 = 3人 3人×12m <sup>3</sup> = 36m <sup>3</sup>
合 計	20m <sup>3</sup> +36m <sup>3</sup> = 56m <sup>3</sup>

2ヶ月		
使用人数（世帯人数）	認定水量（m <sup>3</sup> ）	使用料金（円）
1人	20	2,530
2人	32	4,417
3人	44	6,340
4人	56	8,333
5人	68	10,397
6人	80	12,496
7人	92	14,594
8人	104	16,746
9人	116	19,003
10人	128	21,260
11人	140	23,518
12人	152	25,775